

長野県委託事業「長野県認知症介護研修事業」に関する受講料取扱に関する規定

以下の規定は「長野県認知症介護研修事業」について研修受講にあたり、研修の料金の取り扱いに関する規定を定める。

【受講料の発生について】

1. 各種研修の申し込み期間が終了し、定員に沿った受講者が決定した後、「受講決定通知書」を発送する際に「受講料請求書」を同封し、案内が到着した時点を受講料金の発生とする。
2. 「受講決定通知書」到着後は、いかなる事情があったとしても受講料金の納入は発生するものとする。

【受講料の支払いについて】

1. 受講料の支払いは銀行振り込みとし、原則として受講開始一週間前までの納入とし、振込手数料は受講者の自己負担とする。
但し、所属団体の経理上等の問題で期限の遅れる場合はその旨の連絡を頂くこととし、遅くとも各研修の受講修了時までには支払いを完了するものとする。
2. 受講一週間前までの振込の確認が取れない場合、または事前連絡のない場合は受講の意思がないものとみなし、「受講漏れ」によって受講を断念した方の「繰り上げ受講」を事務局が行えるものとする。

【修了証の交付について】

1. 受講料の納入が確認できない場合は各研修における「修了証書」の交付は行わないものとする。
2. 「受講料」の納入が確認できた後に「修了証書」を交付する際には、その実費負担を事務局が受講者の施設・団体等に請求するものとする。

【受講決定後の変更等について】

1. 「受講決定通知書」の案内到着後、やむをえない事情により受講者が受講日程で受講ができず、他の実施日で受講を希望する場合、受講料振込が終了していれば、同一の研修及び同年度内に限り受講料を充当し受講できるものとする。
但し、希望する会場での受講を保証するものではなく、再度申し込みが必要となる。また、受講希望者が多い研修の場合は公平なる受講判定により受講は許可となる。
2. 「受講決定通知書」受領後、事情により希望した研修の受講ができなくなった場合、納入された料金を充当して異なる研修を受講することはできない。

【受講中の研修中止について】

1. 各種研修の受講開始後、事情により受講を中止する場合は原則として受講料の返金はない。
2. 受講中止の理由が「県担当課」と「事務局」の合意のもとやむを得ないという判断の場合に限り年内の受講を料金充当として許可する。但し、希望する会場での受講を保証するものではなく、再度申し込みが必要となる。また、受講希望者が多い研修の場合は公平なる受講判

定により受講は許可となる。

令和4年（2022年）3月7日作成

令和4年（2022年）4月1日より施行

一般社団法人長野県認知症介護指導者会